

Hello Corner News

ハロ-コーナー-ニュース



日本語・中文

No. 324

発行:埼玉県上尾市市民協働推進課

s53000@city.ageo.lg.jp

2021年1月

「你好窗口」的服务和「你好消息」的发行都是由上尾市市民协働推进课负责监督管理

かんぶしんこく 還付申告

げんせんちようしゆう ぜいきん けいさん ぜいきん がく おお
源泉徴収された税金が計算した税金の額より多
いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの税金
が還付されます。この申告を還付申告といいます。主
に次のような場合に還付申告できます。

- ・ 年の途中で退職し、年末調整を受けていない
(給与所得者)
- ・ 追加する所得控除(社会保険料控除、生命保険料
控除など)がある
- ・ 一定額以上の医療費を支出した
- ・ 一定の要件のマイホームの
取得などで住宅ローンがある

しんこく ひつよう 申告に必要なもの

- ・ 2020年分給与所得・公的年金等の
源泉徴収票(原本)
- ・ 印鑑
- ・ 還付金を受け取る口座の通帳(申告者名義)
- ・ マイナンバーと本人確認ができる書類
(在留カード、運転免許証など)
- ・ 配偶者の源泉徴収票
(配偶者にパート収入などがある場合)



その他申告に必要な書類については、上尾税務署に

お問い合わせください。

→ 上尾税務署(西門前577)

Tel. 048-770-1800 (自動音声案内)

こくみんけんこうほけんかにゆうしゃ しょうびようてあてきん 国民健康保険加入者への傷病手当金

あげおしこくみんけんこうほけん かにゆう きゅうよ しばらい う
上尾市国民健康保険に加入し給与の支払いを受け
ている人が、「新型コロナウイルスに感染した」「発熱
などの症状があり感染が疑われる」などの理由によ
り、仕事ができなくなって給料がなくなった場合、
傷病手当金の支給が受けられることがあります。そ
の適用期間が3月31日(水)まで延長されました。

還付申告(退税申請)

源泉征收(預扣)の所得税如果超出应该缴纳的所
得税金额, 通过申请超出支付的金额将被退还。这种
申请称为「還付申告(退税申請)」。

主要在以下情况下可以办理退还手续。

- ・ 中途辞职, 由于没有办理退还手续(公司工作的
人)。
- ・ 有追加所得扣除(社会保险费扣除, 生命保险费
扣除等)。
- ・ 支付过高额医疗费。
- ・ 购买住宅, 正在支付住宅贷款。

请携带下记物品办理申请手续

- ・ 2020年工资所得・养老金等
源泉征收票(原物)
- ・ 印章
- ・ 可以领取退税金的银行账户
(申请者名义)
- ・ 个人编号及可以确认本人的文件
(在留卡, 驾驶执照等)
- ・ 配偶的源泉征收票(如果配偶有收入的人)



其他扣除所需的文件, 请向上尾税务署询问。

→ 上尾税务署(西門前577)

Tel. 048-770-1800 (自动音声引导)

对于国民健康保险加入者的伤病津贴

有工作并加入上尾市国民健康保险的人, 因为「感
染新型冠状病毒」「有发烧等的症状, 疑似感染」等的
理由不能工作又没有工资时, 有可能可以领取伤病津
贴。这次期间延长至3月31日(星期三)。

→ 保険年金課

Tel. 048-782-6481 / Fax 048-775-9827

国民年金

日本国内に住む全ての人は、国籍に関わらず、20歳になると会社員や公務員、またはその被扶養配偶者以外の方は、国民年金(第1号被保険者)に加入することになっています。20歳になってからおおむね2週間以内に、日本年金機構から納付書や年金手帳が郵送されます。保険料は月額16,540円(2020年度)です。保険料が納められない場合には、「学生納付特例制度」や「免除制度」、「納付猶予制度」がありますので相談してください。

→ 保険年金課

Tel. 048-775-5137

Fax 048-775-9827



地元企業による若者就職面接会

と き : 2月3日(水) 午後1時~4時
(受け付け/午後12時30分~3時30分)

ところ : 文化センター

内容 : 採用担当者と個別に面接

対象 : 次の①または②のいずれかに該当する人

① 2021年3月に高校・大学などの新規卒業予定者

② 若年者(おおむね44歳以下)

持ち物 : 履歴書

*詳しくは、上尾市、桶川市、伊奈町の

ホームページをご覧ください。

→ ハローワークプラザ大宮

Tel. 048-658-1145

アンケート

上尾市は、国籍に関わらずみんなが住みやすい街を目指しています。そのための計画を作るために、外国人市民の皆さんのご意見を聞きたいので、アンケートを1,000人の方に送りました。アンケートが届いた方は回答をお願いします。1月10日までに、切手を貼らずにポストに入れてください。

→ 市民協働推進課

Tel. 048-775-4597 / Fax 048-775-0007

s53000@city.ageo.lg.jp

→ 保険年金課

Tel. 048-782-6481 / Fax 048-775-9827

国民年金

居住于日本の所有的人、不论国籍、除了公司员工・公务员及被抚养配偶者以外、凡是年满20岁者、必须加入国民年金(第1号被保险者)。达到20岁后大约2个星期以内领取日本年金机构邮寄给的缴纳书和年金手册。保险费为每月16540日元(2020年度)。如果缴不了保险费时、可以利用「学生缴纳特例制度」和「免除制度」、「缴纳犹豫制度」。详细情况请向保险年金课。

→ 保険年金課

Tel. 048-775-5137

Fax 048-775-9827



本地企业开办年青人就业面谈会

日期: 2月3日(星期三) 下午1点~4点

(受理时间上午12点30分~下午3点30分)

地点: 文化中心

内容: 和录用担当者进行个别面谈

对象: 符合以下①或②条件的人

① 将于2021年3月由高校・大学等毕业的
学生

② 年青人(大概44岁以下)

携带物品: 履历表

*详细情况请阅览上尾市・桶川市・伊奈町官方主页。

→ ハローワークプラザ大宮

Tel. 048-658-1145



民意调查

上尾市以所有市民(不论国籍)都能过着安稳的生活为市政目标。为了实现此项目标、在策定计划之前需要收集外籍市民的意见。为此已经邮寄民意调查表给1000人的外籍市民。当您收到民意调查表请填写作答后在1月10日之前投递邮箱(不必贴邮票)。

→ 市民协动推进课

Tel. 048-775-4597 / Fax 048-775-0007

s53000@city.ageo.lg.jp

じてんしゃあんぜんりようごそく 自転車安全利用五則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
自転車は、道路交通法上の車両の一種です。ただし、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、障害のある人は、自転車で歩道を通行できます。また、「自転車および歩行者専用」の標識がある場合や状況的にやむを得ない場合は、歩道を通行できます。
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
自転車は歩道ではすぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。
4. 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
* 運転者が16歳以上で同乗者が6歳未満の子どもの場合、一定の条件を満たすと、二人または三人で乗ることが出来ます。
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号順守と一時停止・安全確認
 - ・傘差し、イヤホン、ヘッドホン、携帯電話の使用禁止
5. 子どもはヘルメットを着用
保護者は13歳未満の子どもへのヘルメット着用を努めましょう。



じてんしゃそんがいほけん 自転車損害保険

自転車事故の加害者に対し、高額の賠償金が請求されるケースが増えています。こうした状況の中、埼玉県では2018年4月から、県内で自転車を利用する場合に自転車損害保険などへの加入が義務となっています。未成年者が自転車を利用する場合は、保護者が加入しなくてはなりません。月々数百円の保険料で大きな補償が得られますので、万一の賠償に備えて自転車損害保険に加入しましょう。

自行车安全利用 5 个规则

1. 原则上自行车得在车道上行走，人行道为例外
自行车在道路交通法上为车辆的一种。但是未满13岁的儿童，70岁以上的高龄者和障碍者可以在人行道上行走。另外「自転車および歩行者専用（自行车及歩行者専用）」标识的道路或在不得已的情况下可以在人行道上行走。
2. 边行走在车道的左
3. 在人行道行走时必需让歩行者优先，在靠近车道的
一边慢行
在人行道行走时必需保持可以马上停车的速度，妨碍到歩行者时必需暂时停车。
4. 遵守安全规则
 - ・禁止酒后骑车，骑车载人，两辆自行者横排并行。
* 16岁以上的人骑自行车时若具备一定条件就可以载1个或2个6岁未满的儿童。
 - ・在夜间要开灯。
 - ・在十字路口要遵守交通信号，暂停，确认安全。
 - ・禁止打伞，装听克重耳机及使用手机。
5. 小孩必需戴安全帽
家长必需然未满13岁的孩子戴安全帽。



自行车事故的保险

最近自行车的事故增加，而且对加害者要求巨额赔款的案件也岁者增加。在这种情况下，埼玉县政府从2018年4月起在县内骑自行车时有义务必需加入自行车损失保险。未成年者骑自行车时必需由家长加入。每月支付几百日元的保险费取得最很大的保障，为了准备万一发生事故被要求赔款，建议您加入损失保险。

にほんごきょうしつ
AGA日本語教室

にほんご ぼんご にほんごきょうしつ
日本語を母語としない市民のための日本語教室で
す。新型コロナウイルス感染症対策のため、人数を
制限しますので、必ず事前に申し込んでください。

かようきょうしつ
火曜教室

と き：1月12日～3月9日（2月23日を除く）
午前10時～11時30分

ところ：文化センター

すいようきょうしつ
水曜教室

と き：1月13日～3月10日
午後7時～8時30分

ところ：上尾公民館



ひやう こじんねんかいひ えん もう こ
費用は、個人年会費として2,000円。申し込みは、
ファックスまたはメールで市国際交流協会（AGA）
事務局へ。

→ AGA事務局

Tel. 048-780-2468 / Fax 048-775-0007

office@aga-world.com

がつ
1月のハローコーナー

げつようび そうだん
月曜日の相談

と き：1月4日・18日

ところ：市役所第3別館1階

（市役所の向かいの建物）

* 第4月曜日（1月25日）は、ハローコーナーは

ありません。

どようび そうだん
土曜日の相談

と き：1月23日

ところ：市役所5階

501会議室



AGA 学日语讲座

为了不以日语为母语的市民开办学日语讲座。防止新型冠状病毒感染症の对策规定限制参加人数，务必事前报名。

周二教室

日期：1月12日～3月9日（2月23日除外）
上午10点～11点30分

地点：文化中心

周三教室

日期：1月13日～3月10日
晚上7点～8点30分

地点：上尾公民馆

费用为2000日元（1年的个人会费）。在市国际交流协会（AGA）事務局用传真・电子邮件受理报名。

→ AGA 事務局

Tel. 048-780-2468 / Fax 048-775-0007

office@aga-world.com

1月的外语咨询服务

星期一的咨询

日期：1月4日18日

地点：市役所第3别馆1楼

（在市役所的对面）

* 第4周的星期一（1月25日）没有外语咨询服务。

星期六的咨询

日期：1月23日

地点：市役所5楼 501会议室



「ハローコーナー」は、外国人市民のための相談窓口です。

時間・言語：午前9時～正午 英語／スペイン語

午後1時～4時 スペイン語／中国語／ポルトガル語

電話相談：048-775-5111（代表） * 交換手に「ハローコーナーお願いします」と言ってください。

「你好窗口」是专为外籍市民开设的免费外语咨询服务。

开设时间：上午9点～12点西班牙语・英语 下午1点～4点西班牙语・汉语・葡萄牙语

电话号码：048-775-5111（总机）* 请向交换台说「ハローコーナーお願いします」

「你好消息」您可以随时在上尾市网站查询・阅览。（<http://www.city.ageo.lg.jp/>）对于居住在市内的市民、除了上网阅览以外、我们向您还可以免费邮寄给「你好消息」。

→ 上尾市民协动推进课 tel.048-775-4597/fax 048-775-0007/email s53000@city.ageo.lg.jp